

第 29 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 27 年 9 月 17 日（木）

午前 10 時～

泉区役所 4D 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1）第四次地区 住居表示実施説明会の報告について

（2）第四次地区 住居表示実施前後のお問合せ・ご意見について

（3）第五次地区 住居表示実施区域と町名について

（4）第五次地区 住居表示実施に向けたスケジュールについて

（5）横浜市住居表示審議会臨時委員の選任について

（6）次回検討委員会について

4 閉会

第四次地区 住居表示実施説明会の報告について

1 開催報告

平成 27 年 8 月に、第四次地区にお住まいの方に、住居表示実施に係る手続等について説明会を開催しました。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 27 年 8 月 15 日（土） 10 時～11 時 30 分	泉区役所	110 名
平成 27 年 8 月 15 日（土） 13 時～14 時 30 分	泉区役所	38 名
平成 27 年 8 月 18 日（火） 19 時～20 時 30 分	泉区役所	105 名
平成 27 年 8 月 23 日（日） 10 時～11 時 30 分	泉区役所	87 名
平成 27 年 8 月 27 日（木） 19 時～20 時 30 分	泉区役所	64 名
計		404 名

2 説明内容

(1) 住居表示制度について

- ・住居表示を実施する理由
- ・住居表示によって変更される住所・戸籍・土地の所在の表し方
- ・住居表示制度による住所の設定方法

(2) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

- ・手続に使用する通知書、証明書について
- ・手続が不要なものと必要なものについて
(泉警察署、横浜地方法務局戸塚出張所からも説明して頂きました)

3 第四次地区実施についての主な質疑応答

別紙参照

和泉町第四次地区 実施説明会での質疑応答

	質問内容	回答内容
◇実施に関すること		
	住居表示実施前に新住所のお知らせハガキを 50 枚配るとのことだが、不足した場合はどうすればよいか。	お知らせハガキが不足する場合は、横浜泉郵便局、横浜中和田郵便局、横浜和泉南郵便局で追加配布しています。
◇手続に関すること		
	大規模住宅(マンション)に住んでいるが、土地の不動産登記変更は必要か。	大規模住宅にお住まいでも敷地権という土地の権利をお持ちのはずですので、変更登記が必要になります。
	運転免許証の住所・本籍変更手続はいつまでに行えばよいのか。平日行くことは困難だ。	法律では「すみやかに」と規定されており、期限が書かれていませんので、具体的な日にちをお伝えすることができません。できるだけ早く手続をお願いします。 手続に関しては、警察署に設置されているコンピューターの稼働時間の関係上、平日で指定の時間内をお願いします。
	本籍は和泉町にあるが、泉区外に住んでいる家族がいる。その家族も本籍変更の手続(転籍)が必要になるのか。	運転免許証など、手続が必要になります。泉区外にお住まいの方にも、証明書(本籍更正通知書)を送付しますので、住所地で変更が必要なものについてご利用ください。
	本籍変更の手続(転籍)を行うと、本籍変更の手続に費用がかかるのか。	転籍の手続には費用がかかりませんが、転籍したことの証明書が有料となります。

第四次地区住居表示実施後のお問合せ・ご意見について

	質問内容	回答・対応内容
◇実施について		
	住居表示実施反対。住所がわかりやすくなるというが、長年住んでいて不便を感じたことはない。	宅配業者や緊急車両など、地域に居住していない人が家を探すのが困難となる可能性があるので、住居表示を進めています。住所のわかりやすい町づくりのためにご理解、ご協力をお願いします。
◇手続について		
	不動産の手続きの仕方がよくわからない。	手続先の法務局へ、必要書類をもって相談してください。また、9月26日・29日の二日間で、申請書の書き方の説明会を行います。参加をご検討ください。

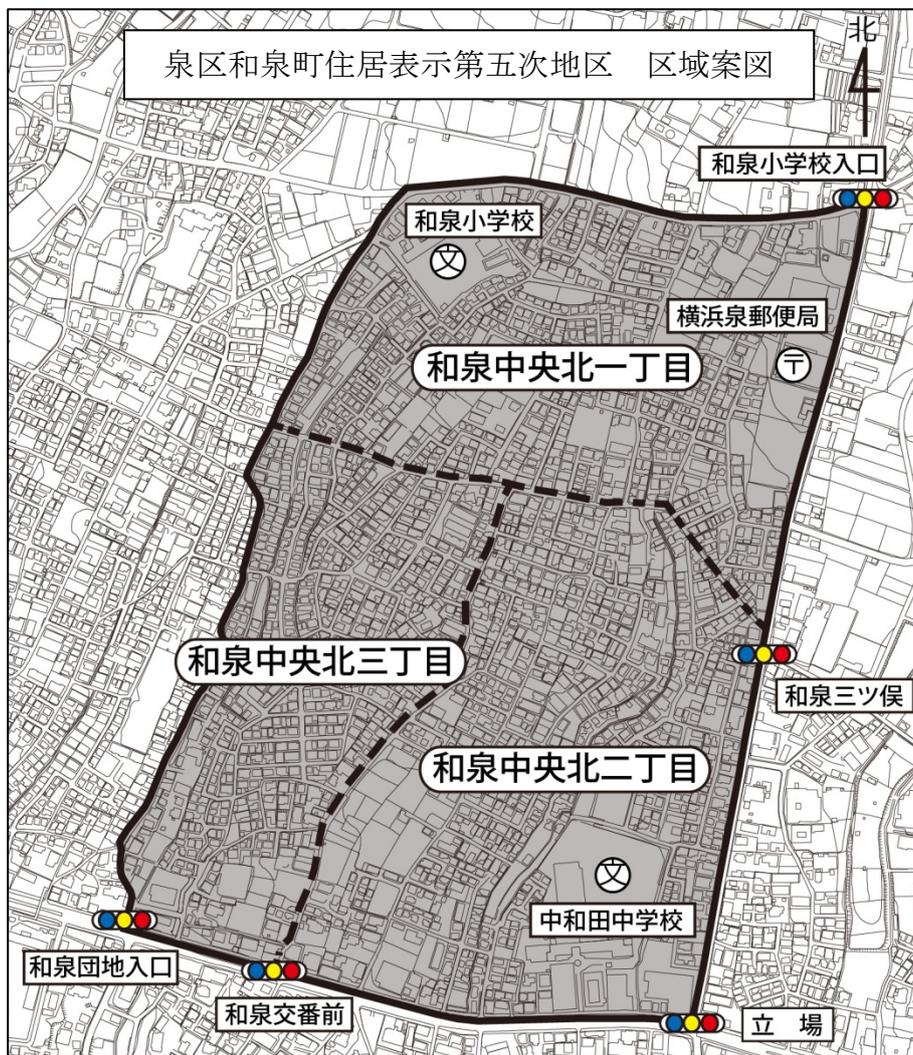
第五次地区 住居表示実施区域と町名について

1 実施区域案について

和泉町住居表示第五次地区は、東を県道阿久和鎌倉(かまくらみち)、南を県道横浜伊勢原(長後街道)に挟まれた区域となります。主な施設として和泉小学校、中和田中学校、横浜泉郵便局があり、多くの住宅が存在する区域です。

2 新町名案について

新しい町として、「和泉中央北一丁目」「和泉中央北二丁目」「和泉中央北三丁目」の3つの町を新設します。



	町面積概算 (km ²)
和泉中央北一丁目	0.188
和泉中央北二丁目	0.220
和泉中央北三丁目	0.131
合計	0.539

第五次地区の実施までのスケジュールについて

平成 27 年 11 月	<p>案の地元説明会</p> <p>和泉町住居表示第五次地区、案の地元説明会を開催します。開催のチラシは平成 27 年 10 月に区域内全戸配付する予定です。</p>
平成 28 年 1 月	<p>横浜市住居表示審議会</p> <p>住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議します。</p>
1 月下旬から 3 月下旬まで	<p>基礎調査</p> <p>新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行います。</p> <p>なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 1 月中旬に自治会・町内会で回覧します。</p>
2 月	<p>案の告示</p> <p>審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく告示を行います。2 月中旬の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載する予定です。</p>
4 月下旬から 10 月中旬まで	<p>居住調査開始のお知らせ及び居住調査</p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 3 月下旬にお知らせのチラシを全戸配付します。</p>
6 月	<p>横浜市会</p> <p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。</p>
8 月	<p>実施の告示</p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。</p>
9 月	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、住居表示新旧対照案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に区域内全戸配付する予定です。</p>

10月	住居表示実施 住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。 また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続きをお願いします。 不動産登記内容変更の手続に関しては、住居表示実施後に申請書の書き方等、説明会を実施します。
-----	--

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づく変更請求を行うことができます。

案に対する変更の請求が提出された場合

住居表示に関する法律第5条の2第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成28年6月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成28年9月以降となります。（平成28年10月の実施は延期となります。）

住居表示第五次地区 案の地元説明会について

泉区和泉町住居表示第五次地区にお住まいの方への説明会を、以下のとおり開催する予定です。

○泉区和泉町住居表示第五次地区地元説明会

日 程	時 間	会 場
11 月 14 日(土)	10 時 00 分 ～ 11 時 30 分	中和田中学校 体育館
11 月 17 日(火)	19 時 00 分 ～ 20 時 30 分	泉区役所 4 A B C 会議室
11 月 23 日(月・祝)	10 時 00 分 ～ 11 時 30 分	中和田中学校 体育館
11 月 25 日(木)	19 時 00 分 ～ 20 時 30 分	泉区役所 4 A B C 会議室

泉区和泉町第五次地区の住居表示について 地元説明会を開催します

泉区和泉町住居表示検討委員会において、泉区和泉町第五次地区の住居表示実施に伴い、新設する町の案がまとまりました。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、泉区和泉町第五次地区の住居表示についてご説明いたしますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。(各回の内容は同じです。)

■内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

① [日時] 平成27年11月14日(土) 10時から
[会場] 中和田中学校 体育館 ※定員300名
(住所) 泉区和泉町4062番地
※上履き持参でお越しく下さい

② [日時] 平成27年11月17日(火) 19時から
[会場] 泉区役所 4階4ABC会議室 ※定員120名
(住所) 泉区和泉町4636番地2
※夜間休日入口から入館ください

③ [日時] 平成27年11月23日(月・祝) 10時から
[会場] 中和田中学校 体育館 ※定員300名
(住所) 泉区和泉町4062番地
※上履き持参でお越しく下さい

④ [日時] 平成27年11月25日(水) 19時から
[会場] 泉区役所 4階4ABC会議室 ※定員120名
(住所) 泉区和泉町4636番地2
※夜間休日入口から入館ください

- ※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。
※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の回にご参加ください。

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL: 045 (671) 2320 FAX: 045 (664) 5295
E-mail: sh-juukyo@city.yokohama.jp

和泉町第五次地区の住居表示について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている場合に、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」により、建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

皆様のお住まいの地区では、**平成 28 年**の住居表示実施を予定しています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 泉区 **和泉町 ○○○○番地○**

実施後：横浜市 泉区 **和泉中央北○丁目 ○○番 ○号**

新町名

街区番号

住居番号

2 新町名案について

平成 25 年夏に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、『和泉中央北』を採用し、「**和泉中央北一～三丁目**」を新町名案としました。

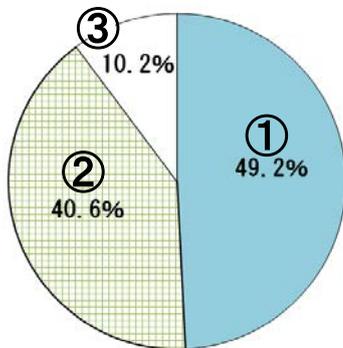
新町名案選択理由：第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。

幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

実施期間：平成 25 年 7 月 30 日（火）～ 平成 25 年 8 月 30 日（金）

回答率：31.8%（配付数 9,189 枚、回収数 2,920 枚）

《アンケート結果》 アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。



①	第三次地区から第六次地区を 2 つに分ける案 和泉中央（南・北）	1,437
②	第三次地区から第六次地区を 4 つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
③	自由意見	297.5
	計	2,920

※ 案を複数選択している回答の場合は票を按分して集計しています。

3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約 1 か月前に「通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所の変更手続について

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法の規定により皆様に手続をお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5 郵便について

(1) 住居表示実施後は郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後少なくとも 1 年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施時に、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

1 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで、住所などの変更手続きを行いますので、住民の皆様での手続きは不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録証明書、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は、書換えを行いますので、住居表示実施後に泉区役所保険年金課にお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園
5	電子証明書（公的個人認証）
6	パスポート（ご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届出ている方
8	125cc以下の二輪車

2 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、ご自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには住居表示実施の約1か月前にお送りする「通知書」（住所変更用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更用）をご利用ください。

また、「通知書」が不足した場合などは、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産登記簿 登記簿の表題部（不動産の所在）は、法務局が新町名に変更しますので、手続きは必要ありません。ただし、「所有者の住所」欄の変更は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する登記所で変更登記をしてください。
3	運転免許証
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方
5	金融機関、保険会社などの取引・契約
6	携帯電話
7	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続きが必要）
8	マイナンバーの通知カード(10月より順次発送)、個人番号カード(平成28年1月より交付開始)の住所欄
9	横浜市立小・中学校、保育園以外の学校に通っている方の住所
10	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードを届け出していない方 国民年金、厚生年金を受給されていない60歳以上の方

3 住所の変更を知人などにお知らせするために

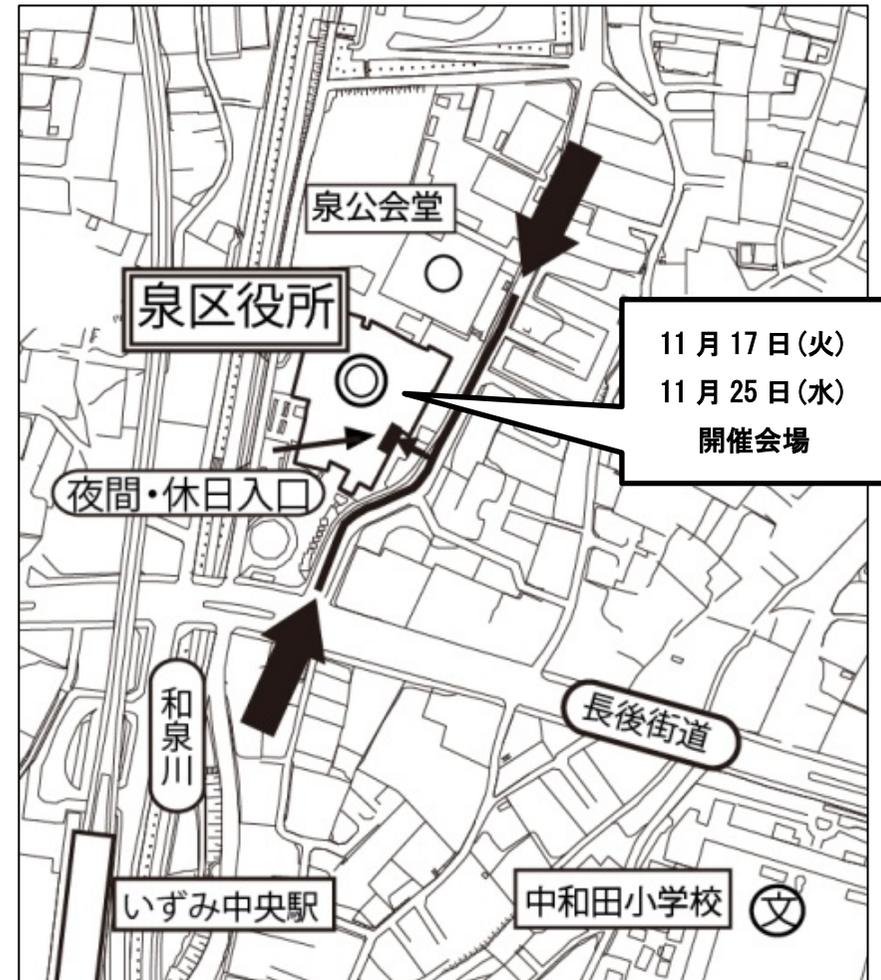
住所変更のお知らせができる送料無料のハガキを各世帯50枚お届けする予定です。

住所等の変更手続きについては、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

泉区和泉町住居表示第五次地区 新町界・新町名案
(開催会場案内：中和田中学校)



開催会場案内：泉区役所



※来場注意事項

- ・泉区役所へは夜間・休日入口からお入りください。
- ・会場への車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。